

## 勧告実施基準等一覧

### 1 港則法第37条第4項に基づく勧告の基準等

#### (1) 津波

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告 (第1体制)	・宮城県に『津波注意報』が発表された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに係留索の増取り等の係留強化，船倉蓋や水密扉の閉鎖等を行う。</li> <li>・港外に避難した方が安全と判断される場合は，直ちに港外に避難する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(様式1による)</p>
避難等勧告 (第2体制)	・宮城県に『大津波警報・津波警報』が発表された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波到達までに港外の安全な場所に避難可能な場合は，直ちに港外に避難する。</li> <li>・津波到達までに港外の安全な場所に避難することが困難な場合，又は港外に避難しても安全が確保することが困難な場合（小型船等）は，直ちに係留索の増取り等の係留強化，船倉蓋や水密扉の閉鎖等を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(様式2による)</p>
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除され，港内の安全が確認された時		<p>勧告を解除する。</p> <p style="text-align: center;">(様式5による)</p>

※各勧告の内容は，津波到達までに対応を行う時間的余裕がない場合は，直ちに高台に避難する等，人命の安全確保を最優先として措置するものとし，また，船長が自船の性能，気象・海象等のあらゆる条件を考慮して行う最善の判断による措置を妨げるものではない。